第1章 委員会の組織・会議等

1 組 織

都道府県労働委員会は、労働組合法(以下「労組法」という。)第19条の12第1項の規定により都道府県ごとに設置されているもので、地方自治法第180条の5に規定する合議制の行政機関である。この委員会は、公益を代表する委員(公益委員)、労働者を代表する委員(労働者委員)及び使用者を代表する委員(使用者委員)それぞれ同数をもって組織される。このうち労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、また公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、いずれも知事が任命する。委員は特に条例で定める場合を除き非常勤であり、任期は2年である。

委員会の会長及び会長代理は、公益委員の中から委員の選挙により選出される。

また、労働関係調整法(以下「労調法」という。)第10条及び第11条の規定により、労働争議の解決に援助を与えるため、労働委員会は学識経験者の中から、あっせん員候補者を委嘱している。さらに、委員会の事務を整理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て知事が任命する事務局長をはじめ必要な職員が配置されている。

(1) 委員

京都府労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員各5人、計15人で構成している。 令和6年は、第48期委員(令和5年1月20日任命)によって運営された。

(2) あっせん員候補者

京都府労働委員会においては、あっせん員候補者委嘱基準内規に基づき、その期の委員、前期の委員、事務局長・次長・課長及び委員会が特に必要と認める者をあっせん員候補者に委嘱している。

任期については別段の定めはなく、通常上記の者に異動があった場合、その後の総会において、 委嘱・解嘱について決定している。

(3) 業務及び権限

① 委員会の権限は、不当労働行為について、必要な調査・審問を行い、命令を発し、これに関する措置をとる権限〈いわゆる準司法的権限〉と労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行う権限〈いわゆる調整的権限〉を有し、いずれも独立して行使される。

(労組法第 20 条、27 条、同法施行令第 16 条、労調法第 12 条、18 条、30 条)

② 上記の権限に基づくほか以下のような業務を行う。 ア 知事からの事務委任により、個別労働関係紛争のあっせんを行う。

- イ 労働組合が労組法に規定する手続へ参与(主に不当労働行為の審査手続及び労働者委員の推薦)するために、労組法の規定に適合するかどうかについて、その認定及び証明書発行を行う。 (労組法第5条、同法施行令第21条)
- ウ 労働組合が法人登記を行う前提条件として、労組法の規定に適合する旨の証明を行う。 (労組法第 11 条)
- エ 労働協約に地域的一般的拘束力を持たせることの適否を決議し、不適当な部分に修正を加える。 (労組法第18条)
- オ 争議行為の届出を受理する。

(労調法第9条)

カ 公益事業に関する争議行為予告通知書を受理する。

(労調法第37条、同法施行令第10条の4)

- キ 上記カの争議行為予告通知を行わないことについて、労調法第 39 条に規定する処罰の請求を行う。 (労調法第 42 条、同法施行令第 11 条)
- ク 地方公営企業又は特定地方独立行政法人の労働組合に係る利益代表者の範囲を認定して 告示する。 (地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条)

委員名簿(第48期)

令和5年1月20日~

区分	E	E	名		職名	T 1)	就	任
公	◎青	木	苗	子	弁護士	第4	3期(平 26~)
益	〇土	田	道	夫	同志社大学法学部・大学院法学研究科教授	第4	4期(平 26~)
	藤	井	正	大	弁護士	第4	5期(平 28~)
委	橋	本	武	久	京都産業大学経営学部教授	第4	7期(令 2~)
員	村	中	孝	史	同志社大学大学院司法研究科特別客員教授	第4	8期(令 5~)
労	穐	Щ	裕	次	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	第4	5期(平 28~)
働	師	玉	憲》	台郎	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 U A ゼンセン京都府支部支部長	第4	6期(平 30~)
者	松	本	隆	浩	京都医療介護労働組合連合会特別執行委員	第4	7期(令 2~)
委	上	尾	寅	彦	日本労働組合総連合会京都府連合会会長代理 京都府電力総連会長	第4	7期(令 3~)
員	青	Щ		勲	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 J AM京滋執行委員長	第4	8期(令 5~)
	塩	尻	敬	子	丸八生糸株式会社取締役	第4	2期(平 22~)
用	倉	垣	雅	英	株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション 元常務取締役	第4	5期(平 28~)
者	南	島		新	株式会社SCREENホールディングス相談役	第4	5期(平 28~)
委	上	田	清	和	一般社団法人京都経営者協会専務理事	第4	8期(令 5~)
員	小	林	剛	_	日本電気化学株式会社代表取締役社長	第4	8期(令 5~)

(注) ◎=会長 ○=会長代理

※職名は、令和6年12月20日現在

あっせん員候補者名簿

氏 名		名	閲 歴	委嘱·解嘱年月日
青	木	苗子	京都府労働委員会会長 弁護士	平成 26 年 1 月 17 日委嘱
土	田	道夫	京都府労働委員会会長代理 同志社大学法学部・大学院法学研究科教授	平成 26 年 12 月 5 日委嘱
藤	井	正大	京都府労働委員会委員 弁護士	平成 28 年 12 月 16 日委嘱
橋	本	武久	京都府労働委員会委員 京都産業大学経営学部教授	令和2年12月25日委嘱
村	中	孝 史	京都府労働委員会委員 同志社大学大学院司法研究科特別客員教授	令和5年1月20日委嘱
笠	井	正 俊	前京都府労働委員会会長	平成 20 年 3 月 28 日委嘱
穐	Щ	裕次	京都府労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	平成 28 年 12 月 16 日委嘱
師	玉	憲治郎	京都府労働委員会委員 UAゼンセン京都府支部支部長	平成 30 年 12 月 21 日委嘱
松	本	隆浩	京都府労働委員会委員京都医療介護労働組合連合会特別執行委員	令和2年12月25日委嘱
上	尾	寅彦	京都府労働委員会委員京都府電力総連会長	令和3年10月22日委嘱
青	Щ	勲	京都府労働委員会委員 JAM京滋執行委員長	令和 2 年 12 月 25 日委嘱
西	岡	歩	日本鉄道労働組合連合会京都府協議会特別幹事	令和5年1月20日委嘱
山	本	敏 明	前京都府労働委員会委員	平成 24 年 12 月 14 日委嘱
鍛	冶	淳 志	前京都府労働委員会委員	平成 30 年 12 月 21 日委嘱
塩	尻	敬子	京都府労働委員会委員 丸八生糸株式会社取締役	平成 22 年 11 月 5 日委嘱
倉	垣	雅英	京都府労働委員会委員 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション元常務取締役	平成 28 年 12 月 16 日委嘱
南	島	新	京都府労働委員会委員 株式会社SCREENホールディングス相談役	平成 28 年 12 月 16 日委嘱
上	田	清 和	京都府労働委員会委員 一般社団法人京都経営者協会専務理事	令和5年1月20日委嘱
小	林	岡川 —	京都府労働委員会委員 日本電気化学株式会社代表取締役社長	令和5年1月20日委嘱
安	藤	源行	前京都府労働委員会委員	平成 18 年 9 月 22 日委嘱
石	津	友 啓	前京都府労働委員会委員	平成 27 年 10 月 9 日委嘱
家	垣	卓 令	京都府労働委員会事務局長	令和5年4月7日委嘱
吉	田	ひろみ	京都府労働委員会事務局次長・総務調整課長事務取扱	令和6年4月12日委嘱
大	槻	有 三	京都府労働委員会事務局審査課長	令和4年5月13日委嘱
小	谷	義明	前京都府労働委員会事務局次長・総務調整課長事務取扱	令和6年4月12日解嘱

※閲歴は、令和6年12月20日現在

(4) 事務局

京都府労働委員会事務局組織規則により、総務調整課及び審査課の2課が置かれ、その所掌事務、職制が定められている。

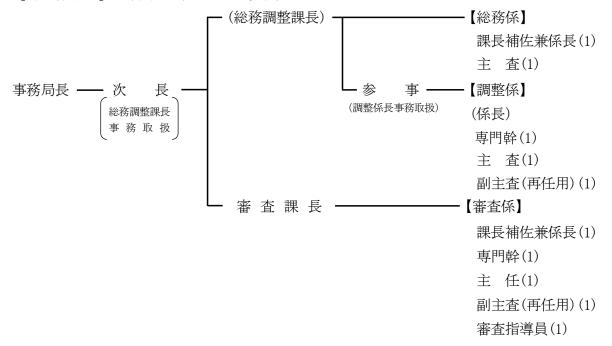
ア総務調整課

- 1 人事事務に関すること。
- 2 予算の経理及び物品の出納保管に関すること。
- 3 公印の保管及び文書事務に関すること。
- 4 委員会の会議(公益委員会議を除く。)に関すること。
- 5 特別調整委員、あっせん員候補者に関すること。
- 6 あっせん、調停、仲裁に関すること。
- 7 個別労働関係紛争に係るあっせんに関すること。
- 8 労働争議の調整に必要な資料の収集及び整理に関すること。

イ 審 査 課

- 1 公益委員会議に関すること。
- 2 労働組合の資格審査及び資格の証明書の交付に関すること。
- 3 不当労働行為に関する調査、審問、認定、命令、再審査、裁判所に対する通知及び訴訟に 関すること。
- 4 労働協約の地域的一般的拘束力の適用に関すること。
- 5 労調法第42条の規定による請求に関すること。

【組織図】(令和6年4月1日現在)



2 会議等

労働委員会では、公・労・使の委員全員で構成される総会、公益委員のみで構成される公益委員会議のほか、他の労働委員会との連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るために行われる諸会議を開催している。

(1) 総 会

総会は、委員会全般の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するため、公・労・使の委員全員で構成される会議であり、原則として毎月第2週・第4週金曜日に開催される定例総会と臨時に開催される臨時総会がある。

令和6年中には、第1818回から第1839回まで、定例総会が22回開催された。

(2) 公益委員会議

公益委員会議は、不当労働行為事件の審査、労働組合の資格審査等を処理するため、公益委員のみで構成される会議であり、定例総会前に定例的に開催されるほか、次の場合、臨時に開催される。

- ① 総会の議決により招集の請求があったとき。
- ② 公益委員3人以上から請求があったとき。
- ③ 会長が必要と認めたとき。

令和6年中には、第2468回から第2489回まで、計22回の公益委員会議が開催された。

(3) 諸会議

労働委員会相互の連絡を密にし、事務処理等に必要な統一と調整を図るため、次の諸会議が開催された。

ア 全国会議

会 議 名	開催日•地	出席委員	議 題 (提案県)
第79回	令和6年	青木会長	・<講演>近年における労働裁判例の動向
全国労働委員会	11月14日(木)	藤井委員	元中央労働委員会会長代理 森戸 英幸 氏
連絡協議会総会	~15日(金)	松本委員	・退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合
	東京都	上尾委員	に対する資格審査申請の対応について(北海道・東北
		塩尻委員	ブロック公労使)
		上田委員	・審査の迅速化に向けた取組について(中労委)
			・若年層に向けた労働委員会の取組の周知について(近
			畿ブロック公労使)

会 議 名	開催日•地	出席委員	議 題 (提案県)
全国労働委員会 会 長 連 絡 会 議		青木会長	・<講演>正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本 給格差の不合理性-名古屋自動車学校(再雇 用)事件・最一小判令5・7・20- 東京大学大学院法学政治学研究科教授 東京都労働委員会公益委員 神吉 知郁子 氏 ・今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位 置づけについて(中労委)

イ 14都道府県会議

会 議 名	開催日・地	出席委員	議 題 (提案県)
公益委員会議	令和6年	橋本委員	・申立人、申立人代理人、申立不当労働行為態様等に関
	10月30日(水)		する各労委における特性と、係属日数や終結態様等と
	~31日(木)		の関係について(大阪府)
	北海道		・地方公営企業から一般地方独立行政法人への移行の際
			の労働組合の資格審査について (広島県)
			・審問において敵性証人が申請された場合の対応につい
			て(北海道)
第38回	令和6年	塩尻委員	・審査事件調査の充実と調査期日回数について(大阪府)
使用者委員会議	7月5日(金)	小林委員	・審査・あっせんにおける女性委員の活躍について
	静岡県		(静岡県)
			・<講演>「最近の学生にみる"就活"環境の変化と入
			職時の法的諸問題」
			国立大学法人静岡大学人文社会科学部法学科教授
			静岡県労働委員会公益委員 本庄 淳志 氏

ウ 近畿ブロック会議

	会	議	名		開催日・地	出席委員	議 題 (提案県)
第124回				令和6年	青木会長	・申立内容が多岐・細部にわたる事件における争点整理	
連	絡	協	議	会	6月3日(月)	土田張伽	や対応等について(大阪府)
					大阪府	穐山委員	・審査事件調査の充実と調査期日回数について(大阪府)
						師玉委員	・健全な労使関係の構築・維持に資するあっせんについ
						塩尻委員	て(大阪府)
				倉垣委員	・第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会における議題		
						(案) 「若年層に向けた労働委員会の取組の周知につ	
							いて」(奈良県)
会 县	長道	車 終	子会	議	令和6年	青木会長	・令和7年度近畿ブロック労働委員会の諸会議開催計画
					10月15日(火)		について(奈良県)
					京都府		・団交応諾命令に係る緊急命令の申立てについて
							(京都府)

会 議 名	開催日・地	出席委員	議 題 (提案県)
		青木会長	・継続する行為について(京都府)
第141回	令和6年	土田張畑	・コロナ禍における団体交渉の延期等が団体交渉拒否に
公益委員連絡会議	1月30日(火)	藤井委員	当たるかについて (滋賀県)
	滋賀県	橋本委員	・法人登記(法人格取得)にかかる労働組合の資格審査
		村中委員	について(滋賀県)
第56回	令和6年	穐山委員	・<講演>フリーランスの労働者性
労働者側委員	5月20日(月)	師玉委員	奈良県労働委員会会長 飯田 誠 氏
連絡会議	奈良県	松本委員	
		上尾委員	
		青山委員	

(4) 研修

令和6年は、次のとおり委員研修会を行った。

日時	講師・テーマ				
令和6年	<講演>近時の労働判例について				
9月13日(金)	同志社大学法科大学院司法研究科特別客員教授				
	京都府労働委員会公益委員 村中 孝史 氏				
令和6年	・労働法を学ぶ大学院生との意見交換会				
12月6日(金)	テレワーク勤務社員に対する出社命令とワーク・ライフ・バランス				
	京都府労働委員会会長代理 土田 道夫 氏				
	同志社大学大学院法学研究科大学院生				

3 労働委員会をめぐる動き

(1) 関係機関との連携強化や認知度向上の取組について

労働委員会における労働トラブル解決制度の認知度を高める取組として、府の広報媒体を活用した広報や他機関との連携を継続するとともに、「個別労働紛争処理制度」周知月間である 10 月には、関係団体や中央労働委員会協力企業等への周知協力依頼や SNS での発信、各種メルマガ等へのPR 記事掲載、パネル展示など、集中的に広報活動を実施した。

また、京都府弁護士会と連携した会員弁護士への個別労働紛争処理制度の周知や、京都府の「出前語らい」制度(府の取組の府民向けPR事業)への登録、若年層向け対策として、労働委員会委員と労働法を学ぶ大学院生との意見交換会を開催した。

(2) 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について

全国労働委員会連絡協議会の下、設置されていた「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会」 が令和5年10月に取りまとめた最終報告において、今後の労働委員会の新たな役割として、過半 数代表と労働委員会及びフリーランスと労働委員会の問題について、現状と課題が整理された。

本最終報告を受け、労働委員会に過半数代表やフリーランスに関する事案が持ち込まれた場合の対応、関係機関との連携の在り方など、法理論的な考察も交えつつ、労働委員会が具体的にどのよ

うな対応を行うこととするか等について、実務課題等の検討を行うため、「今後の労働委員会に係る新たな課題検討会」が設置された。

本検討会には、労働法理論及び判例に深い識見を有する委員として、京都府労働委員会公益委員の村中孝史氏が参画しており、令和6年中は第1回から第4回まで課題検討会が開催された。